事業所	f名		<u>都島</u> 区障がい者相詞	炎支援センター		変更又は改善内容							
0 相談支援事業所の概			昨年	 			今 年	度					
0-1 実施状況につ		株字北党利活動法しなる		· · ·			1 1						
	法人所在地	特定非営利活動法人あるる 都島区中野町3-4-21 ベル											
	事業所名称	自立生活センター・あるる	<u>ドーイファスフラン 19日</u> ろ										
	事業所所在地	都島区中野町3-4-21 ベノ	<u>。</u> ルエキップオグラン1階										
		06-6355-370	1										
		月曜日~金曜日											
		$9:00\sim17:30$											
	同一場所で実施し	介助派遣・生活介護											
	ているその他の事												
	業												
	<i></i>												
		介助派遣·生活介護											
	実施法人で実施し												
	ているその他の事												
	業												
		障害当事者が中心とな	こって運営する自立生	:活センターで 代	表・事務局長が障								
		宝老であり 音田沖点	と機関を暗宝者が過半	粉を上める。同じ	陪宝をもつ仲間と								
		害者であり、意思決定して当事者の立場に立	とった 古怪 かんがけて	「奴と口いる。 円し	を ロングタウ 立井								
		してヨ事有の生物によ	1つに又仮と心がりし	いる。ロチカワン	ヒリングや日立生								
		活プログラムを通じて	し、本人のエンハリメ	ントを図る。									
	事業所の特長												
	F /K/// 17 19 X												
0-2 事務室等につ	し ついて	昨年度				今 年 度							
0 1 400 110	事務室			27 m² ■ 専用	□ 共用			□ 専用	□ 共用				
	事務室 相談室 その他			7 m² □ 専用	■ 共用			□・専用	□ 共用				
				□ 専用	□ 共用			□ 専用	□ 共用				
0-3 職員の状況		昨 年 度		0.20.00		今 年 度							
		常勤職		非常勤	」職員	常勤職		非常勤利					
		専任 単	兼務	専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務				
			1 八			\							
0-4 職員の勤務体	大生	昨年度				今年度							
ひ 4 帆兵・グラルカド		週5日の開所で、週5日	日勘終の職員 ト週4日	勘数の職員で 関語									
				助物が概具し、用力	川口(よ市(二)を数(ノ川)	4							
		員で対応できる体制を	と取っている。										
0-5 ピアカウンセ	アリングの実施状況		±++-n∃ □	1		今 年 度	±+1-n∃ □	r 1 + 1.1.	· n±: 88				
		障がい名 時体陰害	実施曜日		施時間	障がい名	実施曜日		時間				
		肢体障害	月曜日~金曜日	9:00-17:3	0 0								
			+	+				+					

事業所名	<u>都島</u> 区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
1 事業運営全般 1-0 理念・基本方針		今 年 度
	当センターは、あらゆる活動を通して、障害者が施設ではなく、地域でいきいきと自分らしく暮らしていくことのできる社会に変えていくことを目指しており、その目標を達成するために、本人自身のエンパワメントと地域社会に対する啓発活動を始め、必要な社会資源の開発もおこなっている。とりわけ、相談支援においては、当事者主体の自立支援の観点から、利用者の立場に立った相談支援を行なっており、本人自らが積極的に、さまざまな経験を重ねていく中で、本来持っている力を発揮できるよう支援することを心掛けている。具体的な取り組みとして1. ピア・カウンセリング2. 自立生活プログラム3. 情報提供・発信4. 権利擁護5. 研修・啓発6. その他などを実施している。	
	誰もが、かけがえのない存在であり、どんな人も大切にされる社会に変えていくために、たくさんの人の協力を得ながら、社会に向かってメッセージを発信していきます。	

事業所名	<u>都島</u> 区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容						
- 1 運営体制 - 1 - ① 事業運営の評価 -		今年度 評価点 評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取組みの改善点及び次年度の取組み)						
事業の理念・基本方針を実 現するための具体的な取組 みを示すものとして、委託 期間全体を通じた計画が定 められている。	4 今後も今までと同様、計画的な事業展開を目指す。							
委託期間全体を通じた計画 bを踏まえて年度ごとの事業 計画を策定している。	年度ごとの事業計画を定めている。							
委託期間全体を通じた計画 及び年度ごとの事業計画に 基づき事業を実施し、その 結果を評価している。	中・長期計画、毎年度ごとの事業計画に基づき事業実施し、その結 は外部の様々な障害者支援の関係者で構成された運営委員会でスー パーバイズを受け、評価頂いている。							
事業の評価の結果は、次期 計画に反映している。	外部の様々な障害者支援の関係者で構成された運営委員会で、実施業の評価を受けており、その評価に基づいて次年度計画の見直しなもしている。							

事業所名	<u>都島</u> 区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容					
1-2 適切な相談支援の実施	昨 年 度	今 年 度					
1-2-① 自己決定の尊重	評価点 評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	評価点 評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取組みの改善点及び次年度の取組み)					
必要な情報を理解できるように提供するとともに、体験、経験する機会を設ける 験、経験する機会を設ける など利用者が主体的に自己 決定するための条件整備に 努めている。	法制度など、理解しにくい内容の情報について、本人が理解できるよう解説し、提供するよう心がけている。事務所2階に自立体験室を設置し、必要に応じて利用者が、介助を使った生活の体験ができる機会を設けたり、個別に自立生活プログラムを組んで調理や金銭管理等の必要な情報を理解できるようにしたり、利用者が主体的に自己決定するための条件整備に努めている。 2016年4月1日から施行された障害者差別解消法の内容に関しても情報提供に努めていく。	都島区では、2016年度から身体障がい1級・2級の方に対して「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」の郵送による同意確認作業が始まりました。都島区社会福祉協議会に設置している「見守り相談室」が9地域(小学校区)に名簿を渡す時に同行し障害理解の啓発活動をし、地域の方々とグループワークで意見交換をした。 2017年度から、知的障がい者A、精神障がい者1級、視覚障がい3級、4級、聴覚障がい3級、4級、音声言語機能障がい3級、肢体不自由3級の方に送る予定をしていることから引き続き啓発活動等の取り組みに努めていきます。また、障害者差別解消法の内容に関しても当事者・地域の方々への情報提供に努めていきます。					
1-2-② エンパワメントの重視	評価点 評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	評価点 評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取組みの改善点及び次年度の取組み)					
相談支援を進めるにあたっ ては、常に利用者のエンパ ロメントが図られるよう努 めている。	ピアカウンセリングや自立生活プログラムを通して、障害のある自分を受け入れることやさまざまな経験を通して社会生活力をつけることを本人を中心とした支援をおこないエンパワメントを図っている。 5						

事業所名		<u>都島</u> 区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容						
1-2-③ コミュニケーションに関する配慮 意思伝達に制限のある人の 場合、手話や点字、筆談、 映像を利用するなど、その a 人に合った個別のコミュニ ケーション手段を検討し、 それに基づく対応を行って いる。	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み) 文字盤やピクトグラムの活用や簡単な手話、筆談など、本人が理解できるコミュニケーション方法を用いている。必要に応じて、情報保障として拡大文字やルビ表示などの情報提供を行っている。	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取組みの改善点及び次年度の取組み) 情報提供・情報保障として機関紙、ホームページの改善にも努めていきます。					
一度の面接では意思確認等 では意思確認等 が困難であるような、著し では意思伝達に制限のある人 の場合、日常的な関わりな 通じて、その人固有のコ ミュニケーション手段がけ ている。	4	日常的な関わりを通じて、表情の変化など、その人固有のコミュニケーション手段やサインの発見と確認を心がけている。							
意思伝達に制限のある人の場合、他機関職員との連携や、本人が信頼できる知人、代弁者、手話通訳者等を受け入れる。る行う環境に配慮して、その人の意思や希望をできるだけ正しく理解しようと努力している。	4	利用者が意思伝達に制限があり、本人が信頼する第三者に入ってもらいたいという場合はそれを受け入れ、本人がコミュニケーションの取りやすい環境作りをし、常に利用者の意思や希望を正しく理解できるよう心掛けている。							

事業所名		<u>都島</u> 区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容
1-2-④ 権利擁護	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取組みの改善点及び次年度の取組み)
相談支援を進めるにあたっては、常に利用者の立場を 推護し、ニーズ表明を支 選・代弁することにより、 問題解決力や様々な支援を 活用する力を高めている。	4	当事者主体を重んじる自立生活センターとして、利用者の立場に立って支援するとともに、本人自身が権利擁護していけるようエンパワメントされるように支援することを心掛けている。		
人権侵害が発生した場合に b はその解決のために積極的 に対処している。	4	差別事象や人権侵害を受けたという相談があった場合、事実確認を行った上で必要に応じて介入や専門機関との連携を図ることを心掛けている。		
虐待が危惧される場合は、 。関係行政機関と連携し適切 な対応を行っている。	4	本人の訴えや通報等あった場合、状況把握を行った上で関係機関と連携し支援するよう心掛けている。		

事業所名	<u>都島</u> 区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容						
- 3 地域・他機関との交流・連携 - 3 - ① 他の関係機関との連携	昨年度 評価点 評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)							
担当区域の地域自立支援協議会に積極的に参加し、 は々な取組みを提案するなど、協議会の活性化に努めている。	2015年度の都島区地域自立支援協議会では、「相談支援部会」「地域当事者部会」「こども部会」に加え、サービス事業所連絡会を「事業所部会」と変更し、サービス事業者間の交流、スキルアップを図ることを目的とした研修会を年3回実施した。また「地域当事者部会」では、交通まちづくりアンケートの実施や、福祉教育、地域の福祉会館を活用した障害理解のための研修会を通じて、子供・保護者・地域の方々への障害者啓発に努めた。 2016年度も引き続き、専門部会の取り組みを中心に活動していき、防災に関する取り組みは「地域当事者部会」で、障害者・家族・支援者	2016年度の都島区地域自立支援協議会では、本会議・運営会議を3ヶ月に1回い、各部会からの報告や検討課題について話し合いをしました。「相談支援会」「地域当事者部会」「こども部会」「事業所部会」各部会活動を中心にる事で、事業所間の情報交換や関係機関との関係性づくりができ、障害福祉サービスへの繋ぎやニーズの掘り起こし、地域課題に少しずつ取り組んできした。その他、小学校と連携して車椅子体験などの福祉教育プログラム・地に向けた講演、研修会を開催し啓発活動を行いました。地域当事者部会では第1回「なかまとつながる地域の輪」を開催し障害種別を超えた交流会を行いました。 2017年度も引き続き、専門部会を中心に活動していきながら、部会間での連携も取り、よりニーズに特化した取り組みを行い、当事者が安						
	等、幅広くアンケートを実施し、課題の発掘、災害時の対応力を上げていけるようにする。昨年度実施した、交通まちづくりに関するアンケート同様に当事者の声を継続して拾い上げれるよう取り組んでいく。 相談支援の個別ケースを通じて、行政(障害福祉、生活支援ワーカー、生活困窮者相談窓口)、医療機関(医師、訪看、PT、MSW等)、成年後見人、あんしんサポート、地域包括センター、ケアマネ、サービス提供事業所等の方々との連携が年々深まっている。または世界である。	心して生活できる地域作りに努めていきます。地域当事者部会では、 第2回「なかまとつながる地域の輪」の開催、災害時アンケート・交流 まちづくりアンケートを基に当事者の声を幅広く伝えて行けるよう努 めていきます。						
協働する関係機関や関係団体等が増え、連携が深まっている。	た、地域の取り組みに関しては、区社会福祉協議会、生涯学習推進員、地域福祉コーディネーター等の方々とも連携し取り組んでいる。							
-3-② 地域の障がい者の状況把 	評価点 評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み) 区保健福祉センターや区社会福祉協議会、地域の障害者支援機関、障	評価点 評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取組みの改善点及び次年度の取組を 区保健福祉センターや区社会福祉協議会、地域の障害者支援機関、障						
相談者に限らず、地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できている。	害者団体、サービス提供事業所等との連携により、また地域福祉コーディネーター連絡会や、まちづくり協議会にも参画し、地域の障害者を取り巻く状況や課題の把握に努めている。	害者団体、サービス提供事業所等との連携により、また地域福祉コーディネーター連絡会や、中野まちづくり協議会、都島区社会福祉施設連絡会にも参画し、地域の障害者を取り巻く状況や課題の把握に努めました。						
障がい者支援機関のみならず地域の福祉・労働・教育・保健医療機関と定期的な会議を開催する等によって、ニーズの把握に努めている。	地域支援調整チーム実務者会議(障害者・高齢者虐待防止連絡会)、 地域福祉コーディネーター連絡会にも障害者相談支援の立場から継続 的に参画し、各機関や地域の方たちとの連携、ネットワーク作りか ら、ニーズの把握に努めている。							
アウトリーチ活動に取り組 むことにより、ニーズの把 握に努めている。	毎年1~2名、施設や病院からの地域移行支援に取り組んでいるため、他市・他区への訪問も多い。							

事業所名		<u>都島</u> 区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容
1-3-③ 地域の社会資源の把握	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取組みの改善点及び次年度の取組み)
サービス提供事業所や専門 ^a 相談機関を把握している。	4	個別の相談支援ケースを通して、精神障害や発達障害、高次脳機能障害など障害別の専門機関との連携もしてきており、また都島区自立支援協議会の事業所部会にてサービス提供事業所と交流を図ってきたこと等により、地域の事業所ごとの実際のサービス内容の把握にも努めている。		
学校園・ハローワークなど b 関連機関の情報を収集して いる。	4	2015年度は、福祉教育プログラムを中野小学校(10/23·11/13)、友渕小学校(10/31)、友渕中学校(2/10)等で取り組むことにより地域の学校と連携し、また北部地域の就労支援事業所合同説明会(9/12)にて相談支援についての説明をしたり、北部就労運営会議(2/17)に運営委員として参画するなどしながら、ハローワークなど関連機関の情報収集にも努めた。 2016年度も引き続き、地域の学校での福祉教育プログラムの実施、北部地域の就労支援事業所合同説明会「就労支援フェスタ」や北部就労運営会議など通じて関連機関の情報収集に努めていく。	4	2016年度は、福祉教育プログラムを中野小学校(11/14)、友渕小学校(11/26)、高倉小学校(10/27)、桜宮中学校(2/10)で、取り組み地域の学校と連携しました。また、友渕中学校(2/8)車椅子バスケットチーム(オランダ)との交流会にも参加しました。北部地域の就労支援事業所合同説明会(5/28)で相談支援についての説明を行い、ハローワークなどの関連機関の情報収集にも努めました。 2017年度も引き続き、地域の学校での福祉教育プログラムの実施、北部地域の就労支援事業所合同説明会「就労支援フェスタ」、「就労支援系福祉サービス等実演体験会」や北部就労運営会議など通じて関連機関の情報収集に努めていきます。
民生委員、地域ネットワー 。ク委員、ボランティア団体 などを把握している。	4	地域福祉コーディネーター連絡会(地域ネットワーク委員)の毎月参加やケース等での連携、中野まちづくり協議会(地域活動協議会)にも構成団体として参画し、地域団体の把握・連携に努めている。また、取り組みを通じて、情報保障のための手話通訳サークルとも連携しています。		
駅や図書館、スポーツセンターなどの公共施設や、金融機関や飲食店、商店などの民間施設、障がい者用トイレやエレベーター等の設備の情報を収集している。	4	都島区地域自立支援協議会の地域当事者部会で実施した交通まちづくりアンケートの結果を基に、都島区内の地域の課題整理を行うための基礎を作り、改善策を検討していけるようにした。 京阪電鉄の時間帯無人化、照明を始めとする問題について引き続きやり取りをしていく。おおさか東線新駅についても大阪外環状鉄道㈱にアプローチしていき当事者視点の確認・問題提起を行っていく。	4	都島区地域自立支援協議会の地域当事者部会で実施した交通まちづくりアンケート結果を基に、9地域(小学校区)を2017年・2018年度に実地調査(みやこじま探検隊)していき、課題整理・継続して当事者の声を報告していけるように努めていきます。

事業所名		<u>都島</u> 区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容
1-3-④ 社会資源の改善・開発に向けた取組み	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取組みの改善点及び次年度の取組み)
既存のサービスの活用だけではなく、既存の社会資源の「改善」や新たな社会資源の「開発」に向けて取り組んだ。	3	毛馬桜ノ宮公園にスロープ設置完成後のバリアフリーチェックの実施、京橋コムズガーデンバリカー入口付近の擦り付け改善の確認を行い、気付いた箇所を大阪市公園課へ報告を行う等した。	3	京阪沿線で時間帯無人駅の問題があり、実地調査とアンケートを基に行政等(国交省)に課題等を報告することで、無人駅課題の改善を目指した。 2017年度も引き続き京阪沿線の時間帯無人駅の問題に取り組みを努めていきます。また、JR京橋駅の学研都市線ホームから環状線天王寺駅方面ホームに乗り換えるためにエレベーターを5回乗り換える必要がある問題についても他団体と共同で課題解決の取り組みに努めていきます。
1-3-5 支援困難事例への積極的な対応	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取組みの改善点及び次年度の取組み)
多問題を抱えた事例や、問題が長期にわたって継続し、解決の糸口を見つけることが困難な事例など支援困難事例への対応を積極的に行っている。	4	ケース検討を実施しスーパーバイズを受ける体制作りや、複数のスタッフで支援する体制(チームアプローチ)を取るようにしており、さらに医療との連携が必要な利用者に対応するために、積極的に医療機関とのネットワーク作りもした。		
1-3-⑥ 地域住民への周知・啓発的活動の実施	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取組みの改善点及び次年度の取組み)
障がい者相談支援センターは、自らの役割について地域住民に対して積極的な周知を図っている。	5	地域行事「区民まつり・福祉ふれあいフェスタ」「中野サマーカーニバル」「中野町新年交歓会」などに参加して地域の方々と交流したり、地域に出向いての啓発研修会や社会復帰相談指導事業(精神グループワーク)、まちづくり協議会などの会議にも積極的に参加し、相談支援センターの役割について周知し、また機関紙「あるる箱」の定期的な発行を通じて情報発信に努めている。さらに、2015年度は都島区社会福祉施設連絡会での施設紹介冊子「みやっこガイド」の作成、生活協同組合おおさかパルコープとも連携し、手話講習会・手引き講習会等の広報、「みやこじま」くらしのマップ」作りなど通じて周知を図った。 区内の障害者相談窓口案内パンフレットの設置や随時配布、2015年度は福祉施設連絡会での施設紹介冊子の作成、パルコープおおさかでの区内相談窓口マップ作成など通じて、さらなる周知を図っていく。	5	「区民まつり・福祉ふれあいフェスタ」「ハロウィンストリート」「中野町新年交歓会」などの地域行事に参加して交流・啓発活動を行いました。中野まちづくり協議会・都島区社会福祉施設連絡会・地域福祉コーディネーター連絡会などの会議にも積極的に参加し、また区政会議福祉部会にも出席して「都島区の障がい者福祉の現状」「都島区地域自立支援協議会の取り組みについて」、相談支援センターの役割りと共に、その周知に努めました。また機関紙「あるる箱」の定期的な発行を通じて情報発信にも努めました。
地域住民との交流や講演会の開催等を通じて、障がい者が地域で共に生きていく意義をはじめ、啓発的活動に積極的に取り組んでいる。	5	2014年度から区内9地域を3地域ごとに分けて地域福祉会館を会場に、地域住民向けの研修会「障害者のことをもっと知ろう」を開催し、2015年度は「知的な障害ある方の地域での生活と支援について」啓発活動に取り組んできました。また、都島区自立支援協議会の取り組みとして「睡眠」に関する精神保健福祉講演会にも協力し、地域への啓発を行ってきました。 2016年度も引き続き区内9地域を3地域ごとに障害者理解促進プログラム「障害者のことをもっと知ろう」を開催し、今年度は精神障害に関する啓発活動に取り組んでいきます。	5	2016年度も区内9地域を3地域ごとに分けて地域福祉会館を会場に、「精神の障がいがある方の地域での生活支援について」をテーマに地域住民向け「広げよう地域の輪」の啓発活動に取り組みました。また、都島区地域自立支援協議会の取り組みとして、精神保健福祉講演会にも協力し「アルコールと健康について」〜自分や家族を大切にするためのお酒との付き合い方〜に関する地域への啓発を行ってきました。 2017年度も引き続き区内9地域を3地域ごとに地域社会福祉研修会「広げよう地域の輪」を開催していきます。テーマは、発達障害に関する啓発活動に取り組んでいきます。

事業所名	<u>都島</u> 区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
1-4 その他の取組み		今 年 度
	■当事者交流企画 若手障害当事者の発掘を目的として、参加している若手当事者とともに企画していき関わってくれるボランティアを募り関係性、繋がりを持てる企画を行いました。 実施日:2015年4月11日【お弁当作って万博公園でチューリップを見に行こう】 2015年8月29日【うどん作りと天ぷら】 2016年3月26日【たこ焼き器を使ってパーティー】 ■あるパー(ボランティア企画) 地域の方や外出が不安な方が外出するためのきっかけや交流を目的とした企画	■地域防災セミナー 2016年4月、熊本で大きな地震が2度起き、平時から地域とつながることが重要であるという思いから、地域の方に来ていただけるようなセミナーの開催を企画しました。今回の熊本地震で、実際に支援に関わった方々からの報告を中心に、実際に見たこと、感じたことを報告してもらうことで、私たちが考えていくきっかけとし、中野まちづくり協議会と都島区相談支援センターの主催、都島区社会福祉協議会の協力で地域防災セミナーを開催しました。 実施日:2016年8月20日 ■あるパー(ボランティア企画) 地域の方や外出が不安な方が外出するためのきっかけや交流を目的とした企画です。毎回、大阪工業大学のボランティア教育研究会と協力して企画・運営を行っています。 実施日:2016年8月27日【プラネタリウム&交流会】 :2017年3月23日【ボール大会!!~パスして投げて楽しもう~】 ■ピア・カウンセリング

事	事業所	名				<u>都</u>	<u>島</u> 区障/	がい者材	目談支援	爰センタ	_	変更又は改善内容											
日々の相談支	支援業務																						
- 1 継続支	支援対象	者数						平成2	7年度					平成28年度									
利用登録者(継続支援	受対象者) の実人	、数(指定相談支持	爰を除く)																				
		障がい種	重另门	前年度	末の登録者	↑数 当 ⁴	年度新規登	於録者数	当年度	登録解除者	数当	4年度末登	录者数	前年度を	末の登録者	·数 当	年度新規登	经最者数	当年度	登録解除者	ó数	当年度	末登録者
		視	覚			0		0			0		0			0		0			0		
		聴	覚			0		0			0		0			0		0			0		
	身体	障がい財	(体			15		0			1		14			14		0			6		
		内	部			0		0			0		0			0		0			0		
			計			15		0			1		14			14		0			6		
			病			0		0			0		0			0		0			0		
		知的障が				2		0			0		2			2		0			0		
		精神障が				1		0			0		1			1		0			0		
		障がい				0		0			0		0			0		0			0		
		重複障が				0		0			0		0			0		0			0		
		その	-			0		0			0		0			0		0			0		
		合	計-安人粉	白。什么	さんご 、	18 ************************************	さ ふとし、	0 V + + + P	辛みという	7 -	1	= =	17	台。从上	生みと トー	17	さ よき レン	0 0	本スシェン	7 -	6		⇒ 1
指定特定相	一談文援	と天他した	- 夫人级	牙仰	章がい	工口口工	章がい	不有个中人	章がい	その		章		身体障		TH HATE	章がい	精神障		その			計
- I I I					40 人		20 人		57 人		9 人		126 人		34 人		14 人	 15:0	50 人		8	人	10
- 2 相談支	5援内容							平成2 	7年度									平成2	8年度				
〕延べ相談件	片数			福祉 サービス	社会資源	社会 生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他		計		福祉 サービス	社会資源	社会 生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他		計	
		視覚	利用登録者	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0			
		視覚	それ以外	15	1	0	0	0	0	6			22	9	0	0	0	0	0	1			
		聴 覚	利用登録者	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0			
		70 90	それ以外	0	0	0	0	0	0	0			0	1	0	0	0	0	0	0			
身体	本障がい	肢 体	利用登録者	180	37	23	2	0	1	3			246	23	14	4	1	0	0	2			
~ fT	, 1	, r	それ以外	65	14	7	5	0	0	10			101	63	19	4	4	0	2	12			
		内 部	利用登録者	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0			
			それ以外	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0			
		計	利用登録者	180	37	23	2	0	1	3			246	23	14	4	1	0	0	2			
			それ以外	80	15	7	5	0	0	16			123	73	19	4	4	0	2	13			
	難	病	利用登録者	0	0	0	0	0	0	0			0	3	0	0	0	0	0	0			
			それ以外	0	0	10	0	0	0	0			17	3	0	0	0	0	0	0			
	知的障	きがしい	利用登録者 それ以外	$\frac{4}{105}$	3 55	10	3	9	0 2	0 18			17 202	$\frac{19}{117}$	3 35	12	0	5	0	8			
			利用登録者	105	0	10	0	0	0	0			10	9	35 7	12	6	0	0	29 10			
	精神障	きがしい	それ以外	175	94	14	13	4	1	37			338	203	102	12	22	2	0	121			
		利用登録者	0	0	$\frac{14}{0}$	0	0	0	0			0	0	102	0	0	0	0	0				
障がい児		い児	それ以外	20	0	0	0	2	0	1			23	5	1	0	0	0	0	0			
重複障がい			利用登録者	$\frac{20}{1}$	0	0	0	0	0	0			1	2	2	0	2	0	0	9			
		きがしい	それ以外	67	18	0	0	0	1	13			99	35	10	3	3	0	0	24			
			利用登録者	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0			
	その他そ		それ以外	0	1	0	0	0	0	0			1	1	0	0	0	0	0	0			
			利用登録者	195	40	33	2	0	1	3			274	56	27	7	9	0	0	29			
合計	†		それ以外	447	183	31	21	15	4	85			786	437	167	31	33	7	2	187			
総合	 }計			642	223	64	23	15	5	88			1060	493	194	38	42	7	2	216			
別相談の実施					相談		相談		相談	その)他	合	十		相談		相談		相談		り他		合計
					6 件		件		件	14	件		.051 件		件		件		件	1	件		97

事業所名	<u>都島</u> 区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
2-3 日々の相談件数の分析	平成27年度	平成28年度
2-3 日々の相談件数の分析	計画相談の対象者が年々増えてきているため、基本相談(委託相談支援)の対象者の相談件数としては減っていくと考えられるところ、やや増えてきている状況です。計画相談対象者の相談件数は、ほぼこの倍の件数となっています。ただ私たち区相談支援センターとしては、計画相談は区からの依頼や特別なケース以外は増やさないようにし、計画相談に繋ぐまでや、計画相談の対象になっていないケースを取り組むようにしてきています。昨年2015年度から始まった生活困窮者自立支援相談窓口から繋がるケースや、見守り相談室から外でした。下生活困窮者自立支援相談窓口から家族に障害があることがわかり支援に入るケース、地域や病院から入ってくる相談ケースなどが特徴的でした。障害別では、精神障害の方の件数が年々伸びてきており、内容的には「福祉サービスの利用援助」「社会資源を活用するための支援」の件数が多く、サービス利用のする野が広がってきているためれ談窓口の1つともなっているため相談者本人は差別解消法も施行され、その相談窓口の1つともなっているため相談者本人は差	基本相談(委託相談支援)から一定期間を経て計画相談に移行となる方がほとんどのため、基本相談の相談件数としては、ほぼ横ばいの傾向がこの数年の状況です。計画相談対象者の相談件数も、ほぼこの同等の件数となっています。私たち区相談支援センターとしては、計画相談は区からの依頼や特別なケース以外は増やさないようにし、計画相談に繋ぐまでや、計画相談の対象になっていないケースを取り組むようにしてきています。2015年度から始まった生活困窮者自立支援相談窓口から繋がるケースや、見守り相談室から繋がるケース、また高齢者虐待ケースから家族に障害があることがわかり支援に入るケース、は地域や病院から入ってくる相談ケース、こども相談センターや救護施設などがら入ってくるケースなど、相談の入り口は様々です。障害別には、精神障害の方の相談件数はこの間年々伸びてきており、内容的には「福祉サービスの利用を援助」「社会資源を活用するための支援」の件数が多く、サービス利用のすそ

事業所名		<u>都島</u> 区障がい者相談支援センター				変更又は改善内容						
2-4 住宅入居等支援事業の実施状況			平成27年							28年度		
)実施状況		入居斡旋件数	登録		緊急対応件数		入居斡旋件数			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	緊急対	
	身体障がい			8 人		0 件		0 件		2 人		(
	知的障がい	O 1	牛	0 人		0 件		2 件		0 人		(
	精神障がい	1 4	牛	1 人		0 件		3 件		0 人		(
	重複障がい	1 1	牛	0 人		0 件		0 件		0 人		
	難病・その他	0 1	牛	0 人		0 件		0 件		0 人		
	計	3 🖟	牛	9 人		0 件		5 件		2 人		
②緊急対応の内訳		時間帯別			• 休日別		時間	帯別			・休日別	
		夜間出動	0 件	休日出動		0 件	夜間出動		0 件			
		日中出動	0 件	平日出動		0 件	日中出動		0 件	平日出動		
		合 計	0 件	合 計		0 件	合 計	مبا ــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	0 件	合 計		
		出動要請者	0. 11. 12		動内容	0 /1	出動要	¦請者	0 11		出動内容	
		本人		気・けが等の発生			本人			病気・けが等の発生		
		家主		神症状の悪化	25 4 7		家主			精神症状の悪化		
		近隣		常生活上のアクシデ 東・災害等	✓ F		近隣			日常生活上のアクシ	アント	
		警察・消防 医療機関		事・災害等 隣からのクレーム			警察・消防 医療機関			家事・災害等 近隣からのクレーム		
		その他	0 件 元				その他			で その他		
	支精算見込について	C */IE				0 17	C V/IE					
			平成27年	三度					平成2	28年度		
	科目	金 額			 訳		金	 預			 訳	
	業務委託料	72.7	120,000 円		Py V		,	12, 970,	000 円	, ,	FV V	
	預金利子	,	, , , ,					, ,	, ,			
	その他		131,077 円 繰入金4	仅入				847,	878 円 賃貸	で住宅入居支援・繰入る	金収入	
	合 計		251,077 円					13, 817,				
②歳出			平成27年	度					平成:	28年度		
	科目	金額		内	訳		金	預		内	訳	
	人件費		248, 290 円					10, 901,				
	常勤職員人件費		258,810 円					3, 322,				
	非常勤職員人件費		718, 400 円					5, 159,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· ** *** **	4n 2#14	1 = = =
	その他	·		ント費・職員送迎費						者職員の介助及び作業権	補助・連動介具	
	物件費 法定福利費		002, 787 円	社会保険料・労働保険料			2,916,638 円 1,387,431 円					
	福利厚生費	1, 4	10,000 円	大平 为 割 木 吹 科					000 円			
	講師謝金								000 円			
	通勤交通費		21,970 円	<u> </u>					000 円			
	旅費交通費		197, 640 円						000 円			
	会議費		24,770 円						000円			
	交際費		19,666 円							事業所の移転祝いのおれ	 芘や祝電等	
	通信運搬費		108, 185 円						000 円			
	消耗備品費		4,456 円							者職員の相談記録入力	用PC台	
	消耗品費		55,166 円					65,	000 円 文具	・コピー用紙・名刺・トイレ	ットペーパー等	F
	研修費		53,548 円 セミナーや	講座参加にかかる資料	代、交通費、宿泊代金	等		30,	500 円			
	修繕費		856 円									
	リース料		76,827 円 パソコン・電	記話・コヒ [°] ー機						複合機・電話機		
	保険料		72,229 円						780 円			
	水道光熱費		42,837 円	- -					000 円			
	支払地代家賃		148,080 円 事務所家	【					080 円			
	活動費		569, 306 円						365 円			
	諸会費		102,515 円	4.人/III/A/25.1\					180 円			
	支払手数料		50,109 円 顧問料(在会保険牙務士)					130 円			
	振込手数料		3,724 円					5,	500 円			
	租税公課		8,000 円					n	129 田 站田	図書費・印刷製本費		
	雑費	10	7,776 円							1凶音頁 • 印刷聚平頁		
	合 計	13, 2	251,077 円				1	13, 817,	010 円			

事業所名	<u>都島</u> 区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
3 区における地域課題について 区における全般的な課題についての現 状認識及びその解決・改善に向けた提 案・提言など		今 年 度
	はあるが、サービス提供事業所および相談支援事業所の箇所数も増えてきた。今後も社会資源の新規創設および育成に区全体としても取り組んでいく必要が	都島区におけるサービス提供事業所および相談支援事業所の箇所数はこの数年少しずつではあるが増えてきた。しかし、グループホームやショートステイなどの生活の場はまだ足りず、その日寝れる場所がない等の緊急ケースの受け入れ対応が困難な状況ではある。今後も引き続き、社会資源の新規創設および育成に区全体としても取り組みでいく必要がある。一方で、区自立支援協議会においては各専門部会取り組みが活発に行われており、既存の各サービス提供事業所間の横のつながりも出来てきている。都島区相談支援センターと区保健福祉センターとの連携や、医療機関との連携、包括センターや地域福祉コーディネーターとの連携やこれまで年々深まっており相談支援対応にも活かされてきている。地域での取り組みとしても都島区社会福祉協議会や地域団体間での連携から様々な取り組みとしても都島区社会福祉協議会や地域団体間での連携から様々な取り組みとしても都島区社会福祉協議会や地域団体間での連携から様々な取り組みが展開されてきている。2015年度から始まった生活困窮者自立支援事業、要援護者見守りネットワーク強化事業においては昨年2016年度から障害者の見守りも始まっていることとなる。

	事業店	听名	<u>都島</u> 区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容			
4	4 自己評価を終えて 4-1 区地域自立支援協議会での報告		昨年度	今 年 度			
		報告日	平成28年5月10日	平成29年5月19日			
		出席者からの意見					
		0 相談支援事業所の概要					
			【川南老帝月】時の知るはなたしなわっていてし田をお、反和歌士伝わいた。し	『川床老卒月』時の知り、一、「広和歌士極もいた」より古書と近れていた。			
		1 事業運営全船	【田席有息見】取り組みは色々とされていると思うが、区相談又接てンターとしてかなり深く関わっているもの、ほんの少ししか関わってないものもあると思うが、全て区相談支援センターが主に取り組んできたような記述になっていないか。	【出席者意見】取り組みで、区相談支援センターか自立生活センター・あるるか、どちらが主体で行っている企画なのかわかりずらいので、区相談支援センターとして明確に分けてわかりやくしたほうがよい。			
		2 日々の相談支援業務	【出席者意見】困難ケースも増えてきているであろうし、協議会でも事例報告やケース検討を適宜やっていければ。 【出席者意見】障害啓発で区内を3地域ずつに丁寧に今年度は知的障害についてされているが、今後、障害児支援についても展開して欲しい。				
		3 区における 地域課題につい て	【出席者意見】重度の障害者の受け入れ先がなかなかない状況であり、区内の社会資源、とくにGHの現状などもっと共有していきたい。				

# 年 度 今年度から障害者差別解消法が施行され、それに伴い大阪府においても障が においても障が は表別解消法や要援護者見守りネットワーク強化事業などの障害に関する差別解消法や要援護者見守りネットワーク強化事業などの障害に関する差別解消法や要援護者見守りネットワーク強化事業などの障害に関する差別解消法や要援護者見守りネットワーク強化事業などの障害に関する差別を開きれていくことになります。大阪市においては、区相 を発活動を障害者の立場、視点に立って取り組んでいきます。他機関との連邦	—————————— 事業所名	<u>都島</u> 区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
今年度から障害者差別解消法が施行され、それに伴い大阪府においても障が い者差別解消条例が施行されるなど、障がいを理由とする差別の解消に向けた 取組みが、全国的に展開されていくことになります。大阪市においては、区相 談支援センターも、事業者による差別・合理的配慮の不提供事案の相談窓口と をより一層強めて、困難ケースを始め様々なケースに対応できるように支援 なっていることから、区内の障がい者の身近な相談窓口としての機能を充分に 果たし、活動していくことが今後さらに重要だと認識しています。また、要援 護者見守りネットワーク強化事業で区内の身体障害者(来年度以降に知的・精 神障害者)に要援護者名簿作成および見守り活動を展開していくことから、さ 障害の理解、障害者が地域のなかで共に暮らせる社会目指し活動を継続しています。			
今年度から障害者差別解消法が施行され、それに伴い大阪府においても障が い者差別解消条例が施行されるなど、障がいを理由とする差別の解消に向けた 取組みが、全国的に展開されていくことになります。大阪市においては、区相 該支援センターも、事業者による差別・合理的配慮の不提供事案の相談窓口と をより一層強めて、困難ケースを始め様々なケースに対応できるように支援 なっていることから、区内の障がい者の身近な相談窓口としての機能を充分に 果たし、活動していくことが今後さらに重要だと認識しています。また、要援 護者見守りネットワーク強化事業で区内の身体障害者(来年度以降に知的・精 神障害者)に要援護者名簿作成および見守り活動を展開していくことから、さ 障害の理解、障害者が地域のなかで共に暮らせる社会目指し活動を継続してい	-2 一連の自己評価のプロセスを終えて	作。 	今 年 度
い者差別解消条例が施行されるなど、障がいを理由とする差別の解消に向けた 情報をわかりやく丁寧に提供できるように努め、当事者・地域住民に向けてで 取組みが、全国的に展開されていくことになります。大阪市においては、区相 啓発活動を障害者の立場、視点に立って取り組んでいきます。他機関との連打 改支援センターも、事業者による差別・合理的配慮の不提供事案の相談窓口と をより一層強めて、困難ケースを始め様々なケースに対応できるように支援 なっていることから、区内の障がい者の身近な相談窓口としての機能を充分に 果たし、活動していくことが今後さらに重要だと認識しています。また、要援 ます。 護者見守りネットワーク強化事業で区内の身体障害者(来年度以降に知的・精 継続して、福祉教育や地域イベントにも積極的に参加し地域住民と交流を図 神障害者)に要援護者名簿作成および見守り活動を展開していくことから、さ 障害の理解、障害者が地域のなかで共に暮らせる社会目指し活動を継続して、			
6)に区内相談文章体制の充実につなかるよう、関係機関との連路を一起点めているという。 いくことも引き確さ取り組んでいきたいと考えています。		い者差別解消条例が施行されるなど、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みが、全国的に展開されていくことになります。大阪市においては、区相談支援センターも、事業者による差別・合理的配慮の不提供事案の相談窓口となっていることから、区内の障がい者の身近な相談窓口としての機能を充分に果たし、活動していくことが今後さらに重要だと認識しています。また、要援護者見守りネットワーク強化事業で区内の身体障害者(来年度以降に知的・精神障害者)に要援護者名簿作成および見守り活動を展開していくことから、さらに区内相談支援体制の充実につながるよう、関係機関との連携を一層強めて	啓発活動を障害者の立場、視点に立って取り組んでいきます。他機関との連携をより一層強めて、困難ケースを始め様々なケースに対応できるように支援ネットワーク、スタッフのスキルアップを図っていくことが重要だと感じています。 継続して、福祉教育や地域イベントにも積極的に参加し地域住民と交流を図り障害の理解、障害者が地域のなかで共に暮らせる社会目指し活動を継続してい